

## <学校図書館司書教諭の資格取得及び教員採用候補者選考試験における加点について>

### ○学校図書館司書教諭の資格取得について

学校図書館司書教諭の資格は必要な単位を修得しただけでは授与されません。

〈書類申請〉することによって、授与されます。

(大学で必要な単位を修得しただけでは資格取得にならないので、注意してください。)

### ○教員採用候補者選考試験における加点について

一部の県において、学校図書館司書教諭の資格を有する人は加点されることとなっています。

**教員採用試験にて加点申請できるかどうかはご自身で教育委員会等に確認をしてください。**

**令和3年度中に本学で資格取得見込みとする方は以下のとおりです。**

- ・ 3回生終了時に5科目10単位を全て修得済みで、「学校図書館司書教諭講習」に「書類申請」(申込期間：令和3年6月2日～11日)される方。

なお、「資格取得見込み証明書」の発行を希望される場合は、「資格取得見込み証明書」の発行が必要であることが分かる書類(自治体の発行する実施要項等)等の必要書類を企画連携課に提出してください。※詳細は学校図書館司書教諭講習HP『「資格取得見込証明書」の発行を希望される方』参照。証明書の発行には2週間程度かかりますので、時間に余裕を持って申請をしてください。

---

### ☆「学部授業」と「講習」

学部の授業5科目と講習の科目は、全く同じ科目名で開講されています。

「学部の授業」は、皆さんの卒業要件や教員免許状取得の単位として使用できますが、「講習」は学校図書館司書教諭講習の単位としてのみ認められ、大学の卒業要件や教員免許状取得の単位としては使用できません。